

会員拡大及び会員満足向上のための特例技術認定会開催に関する要領

平成19年11月 9日 執行委員会決定

平成20年12月28日 執行委員会改正

(趣旨)

第1条 この要領は、社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定実施規程第3条に規定する技術認定試験のうち、会員拡大及び会員満足向上の観点から特例的に開催する技術認定会（以下「特例認定会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 特例認定会として開催することができる技術認定試験は次の通りとする。

- (1) グレード6 スタンダード
- (2) グレード6 ラテン
- (3) グレード5 スタンダード
- (4) グレード5 ラテン

(実施機関等)

第3条 特例認定会を主催することができる実施機関は次の通りとする。

- (1) 都道府県連盟
- (2) 都道府県連盟の支部
- (3) 都道府県連盟に加盟する市町村協会
- (4) 都道府県連盟に加盟する認定サークル

2 次に掲げる団体は前項第1号から第3号に掲げる実施機関を經由して特例認定会を主管することができるものとする。

- (1) 都道府県又は市区町村の体育協会、レクレーション協会、その他の団体
- (2) 都道府県連盟に加盟を予定しているサークル

(受験対象者)

第4条 特例認定会を受験することができる者は、次の通りとする。

- (1) JDSF 認定サークルに所属する JDSF 会員
- (2) 前号以外の JDSF 会員
- (3) 前2号以外のダンススポーツ愛好者

(分割受験)

第5条 特例認定会では、1区分2種目を分割して1種目ずつ受験することができるものとする。

2 分割受験の場合において、1区分中1種目をクリアーした場合は2分の1合格とする。

3 分割受験の場合、2分の1合格の年度の翌年度中に残りの2分の1合格をしない場合には当該2分の1合格は無効とする。

(受験料及び認定申請料)

第6条 特例認定会の受験料は、1区分あたり無料から2000円の範囲内で実施機関等が決

定するものとする。

2 分割受験の場合の受験料は、前項の受験料を基準として実施機関が決定するものとする。

3 実施機関は、特例認定会の各区分において受験者が2種目に合格したときは当該グレードの合格と見なし、1区分1000円の認定申請料をJDSFに納め認定カードの発行申請をするものとする。

(非会員の入会手続き)

第7条 実施機関は、非会員が特例認定会に合格した時は速やかにJDSF会員登録をするものとする。

2 実施機関は、非会員が特例認定会を受験する場合や合格後の手続きを簡易にできるように便宜を図るものとする。

(審査及び技術認定員)

第8条 特例認定会の審査は、次によるものとする

(1) 審査の方法は、各個人についての絶対評価とし、評価の視点はポイズとポスチャー、タイミングと音楽、フィガー、全体的印象の4項目とし、それぞれ5から1までの5段階評価とする。

(2) 特例認定会における審査は、2名以上の公認技術認定員で行わなければならない。

(公認申請等)

第9条 特例認定会の公認申請等は、従前の例によるものとする。

(都道府県連盟の支援)

第10条 実施機関を統括する都道府県連盟は、公認申請、技術認定員の派遣、認定カードの発行申請、新規会員登録等の手続きについて実施機関を支援するものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月9日から施行し、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に実施する技術認定会に適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に実施する技術認定会に適用する。